

【41解説文】区画改正ニ付郡長口達案（明治二十年：一八八七）（A）

〔表紙〕「明治十九年

全二十年

郡市町村

行政監督事務

〔朱書〕「庶務部」

〔朱印〕永年保存

〔中表紙〕

〔朱印〕

永年保存

明治二十年

町村区画改正ニ付郡長意見書

郡長へ口達案

能ク町村ノ治務ヲ擧ケ、町村自ラ為スヘキ
〔能（よ）〕く町村の治務を擧げ、町村自ら為（な）すべき

ノ事業ヲ拡張セント欲スルニハ、有力ノ町村
〔の事業を拡張せんと欲するには、有力の町村〕

ヲ造成スルヲ以テ最モ重要ナリトス、抑有
〔を造成するを以（もつ）て最も重要なとす、抑（そもそ）も有〕

力ノ町村タラントスルニハ、相当ノ区域及ヒ人
〔力の町村たらんとするには、相当の区域及び人〕

口ナカルヘカラス、就テハ左ノ各項ニ依リ、町
〔口なかるべからず、就（つ）いては左の各項に依（よ）り、町〕

村合併ノ見込ヲ立て、参考ノ為メ内申
〔村合併の見込みを立て、参考の為め内申（ないしん）〕

アリタシ
〔ありたし〕

一戸数三百戸以上アリ、富裕ニシテ町村ノ治
〔一戸数三百戸以上あり、富裕にして町村の治〕

務ヲ十分ニ挙行シ得ヘキ力アルモノハ、敢
〔務を十分に挙行し得べき力あるものは、敢（あ）え〕

テ合併ヲ要セスト雖モ、他ノ町村ト連簷、一
〔て合併を要せずと雖（いえど）も、他の町村と連簷（れんえん）、一〕

市街ノ姿ヲ成スモノハ、成ルヘク全市街合
〔市街の姿を成すものは、成るべく全市街合〕

併、一町ト為スヘシ
〔併、一町と為すべし〕

一戸数三百戸以下ニシテ、萬不レ得レ止ノ理由ナキ
〔一戸数三百戸以下にして、萬（よろず）止むを得ざるの理由なき〕

モノハ、大凡三百戸ニ満ツルヲ目的トシ、地勢・
〔ものは、大凡（おおよそ）三百戸に満つるを目的とし、地勢・〕

人情ヲ酌量シ合併セシムルコト
〔人情を酌量（しゃくりょう）し合併せしむること〕

一現今ノ聯合区域ニシテ、地勢上故障ナキモノ
〔一現今の聯合（れんごう）区域にして、地勢上故障なきも〕

ノハ、成ルヘク其区域内ノ各町村ヲ合シテ
〔のは、成るべく其（そ）の区域内の各町村を合して〕

一町村ト為シ、若シ不レ得レ止シテ現今ノ分
〔一町村と為し、若（も）し止むを得ずして現今の〕

割聯合区域ヲ分割スルコトアルモノ、成ルヘク
〔聯合区域を分割することあるも、成るべく〕

其区域内ニ止ムルコトヲ要ス
〔其の区域内に止（とど）むることを要す〕

一従前何レノ町村ニモ属セサル地所、及ヒ現今
〔一従前（じゅうぜん）何（いづ）れの町村にも属せざる地所、及び現今〕

無民家ノ村落ノ如キハ、便宜最寄ノ町村
〔無民家の村落の如きは、便宜最寄（もよ）りの町村〕

二合併スヘシ
〔に合併すべし〕

一合併ノ町村ニハ、予メ新規ノ名称ヲ仮定シ
〔一合併の町村には、予（あらかじ）め新規の名称を仮定し〕

置クヘシ、例ヘハ大町村ニ小町村ヲ合併スルト
〔置くべし、例（たと）えば大町村に小町村を合併すると〕

キハ、其大町村ノ名称ヲ用ヒ、或ハ優劣ナキ
〔きは、其の大町村の名称を用い、或（ある）いは優劣なき〕

いは優劣なき〕

町村合併スルトキハ、参互折衷シテ新名

（町村合併するときは、参互（さんご）折衷（せつちゅう）して新名）

（称ヲ附スル等、民情ニ背馳セサランコトニ注意

（称を附する等、民情に背馳（はいち）せざらんことに注意）

（すべし）

一町村財産ノ処分ニ就テハ、成ルヘク関係各町村ノ

（一町村財産の処分に就いては、成るべく関係各町村の）

互ニ熟議調和スルコトニ注意スヘシ

（互いに熟議調和することに注意すべし）

一町村財産ノ管理上・経済上及費用上ニ於テ、將

（一町村財産の管理上・経済上及び費用上に於いて、將）

來ノ便益ヲ計ンカ為メ、成ルヘク旧町村各自ノ財産

（來の便益を計らんが為め、成るべく旧町村各自の財産）

ヲ合併シ、平均ヲ得セシムルコトニ尽力スヘシ、其平均ヲ

（を合併し、平均を得せしむることに尽力すべし、其の平均を）

得セシムルノ法ハ、財産合併ノ為メ特ニ利益ヲ得タル

（得せしむるの法は、財産合併の為め特に利益を得たる）

旧町村ニハ町村費ヲ多ク出サシメ、特ニ損失ヲ蒙リ

（旧町村には町村費を多く出さしめ、特に損失を蒙（こうむ）り）

タル旧町村ニハ町村費ヲ少ク出サシムルヲ以テ最モ

（たる旧町村には町村費を少なく出さしむるを以て最も）

（適當トス
（適當とす）

過般、御内達相成候町村合併之義、左之記

（過般、御内達相成り候町村合併の義、左の記）

之通取調内申致候也

（の通り取り調べ内申致し候也）

明治廿年八月二日

東群馬
南勢多郡長 八木 始印